

仕事（ワーク）と生活（ライフ）・・・バランスとれてますか？

仕事（ワーク）は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活（ライフ）も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

ここで、企業におけるワークライフバランス推進の取り組み事例を紹介します。

このような取り組みは「企業経営にとって、コストとなるんじゃないか？」「管理職や周囲の従業員の負担になるんじゃないか？」「働き方の柔軟化に対応した管理業務・人事評価が難しいんじゃないか？」といった懸念から、取り組みをためらう声も聞かれますが、実際に取り組んでいる企業には、様々なメリット、効果が生まれています。

【取り組み例】

- ワーク・ライフ・バランス推進チームの設置
- 法律で定められた期間を超える育児休暇制度（子どもが2歳の誕生日に属する月末まで利用可）
- 介護休業制度（通算1年までの分割取得が可）
- 短時間勤務制度（所定労働時間を5, 6, 7時間から選択でき、子供が小学校入学後の5月15日まで利用可）

【効果】

- 退職者の大幅減少
- 女性管理職の誕生
- 業務効率化による売り上げの上昇
- 従業員満足度・仕事への意欲の向上

【取り組み例】

- 時期的な繁忙に応じて、通常（7時間45分）に加え繁忙期（8時間45分）、閑散期（7時間）と3種類の所定労働時間を設定
- 一部の部署において、社内間の業務調整等は残業してやるのが当たり前と感ぜないよう、19時以降の社内間電話を禁止
- 異なる部署の社員でも手伝える業務とそうでない業務を明確化し、日常的に他部署からの支援を受けられる体制を整え、かつ、金銭に換算することで、従業員の生産性意識の向上を促進

【効果】

- 超過勤務の4割削減に成功
- 女性が働きやすいイメージが浸透してきていることもあってか、女子学生の応募が非常に多くなった

資料 内閣府「仕事と生活の調和の実現に向けて」

労働安全衛生法が改正されます

労働者の安全と健康の確保対策を充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

平成27年6月1日施行の改正項目を紹介いたします。

①受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業主および事業場の実情に応じた適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

②重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表できる。）

③外国に立地する検査機関の登録

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録可能とする。

○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

大分市シルバー人材センターが移転しました

5月7日より、大分市シルバー人材センターが移転しました。移転先は下記のとおりです。

住所：〒870-0026

大分県大分市金池町3丁目2番3号

電話：097-538-5575

ファクス：097-538-5576

移転先地図



ワークLIFEおおいた 2015年6月発行

大分市 商工農政部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ

ワークLIFEおおいた

第24号

2015
Jun

障がい者と働く職場（大分市商工労政課）



◆トピックス◆

- 大分市子育て支援中小企業表彰に応募しませんか
- 進めよう！障害者雇用 職場実習にチャレンジさせてください！
- 中小企業退職金共済の掛金を一部補助します

大分市子育て支援中小企業表彰に応募しませんか？

大分市では、中小企業の子育て環境の充実を図るとともに、社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため、子育て支援に取り組んでいる優良中小企業を表彰します。ぜひ、ご応募ください！！

- 対象企業** 子育て支援に努めている大分市に本店または主たる事業所を置く中小企業（従業員300人以下）
- 表彰基準** (1)次世代育成対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、大分労働局に届け出ていること。
(2)仕事と子育ての両立支援を行う制度を導入していること。
例：ノー残業デーの実施、年次有給休暇の取得促進など
- 応募方法** 下記の書類を添えて子育て支援課までご提出ください。
・大分市子育て支援中小企業表彰申請書および調査表
※申請書・調査表については、大分市ホームページや大分市子育て支援サイトnaanaにてダウンロードできます。
・添付書類 ①一般事業主行動計画の写し
②大分労働局長の受付印を押印された行動計画書の写し
③就業規則の写し、その他参考となる資料
- 募集期限** 平成27年6月30日（火）必着
- その他** 表彰された企業には表彰状および副賞（大分市役所本庁舎へのポスター掲示や公用車へのマグネットポスターの掲示など）を贈呈し、市報や大分市ホームページ、大分市子育て支援サイトnaanaにも掲載します。
- 申込み・お問合せ** 大分市福祉事務所子育て支援課（大分市役所本庁舎1階）
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話番号 097-537-5675
FAX 097-533-2613

大分市子育て支援サイト
naanaマスコット
キャラクター かおりん



しいたん

進めよう！障害者雇用

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。
民間企業に義務付けられている障害者の法定雇用率等は、

法定雇用率 2.0%
対象企業従業員数 50人以上

となっております。

障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、雇用拡大に向けた企業への社会的要請も高まっています。より一層の推進をお願いいたします。

【大分市の取り組み】

大分市では、平成21年度から「知的・精神障がい者雇用促進事業」を開始し、現在、知的障がい者2人・精神障がい者1人を雇用しています。

様々な業務経験を積みつつ、支援員による職業指導で社会人としてのマナーや基礎知識、スキルの習得に励んでおり、一般企業への就職につなげるため、障がい者雇用の拡大に取り組んでいます。

職場実習にチャレンジ させてください！

障がい者雇用の必要性を理解していても、「うちの会社で受け入れできるかな・・・？」「仕事をどう教えれば・・・」との不安から、採用に踏み切れない事業主の方も少なくありません。

そんな時は、左記の「障がい者雇用促進事業」で各種業務を経験した大分市嘱託職員の雇用をぜひご検討ください！

市の嘱託職員を雇用するメリット

- ① 市役所で一定の就労経験を積んでいる
- ② 実習で適性を判断するチャンスがある
- ③ 他の支援機関との連携で
就労後のフォローが円滑

「一度職場での様子を見てから・・・」という場合は実習をさせていただきます。

実習期間中、支援員が適時フォローし、賃金や交通費など会社側のご負担もありません。お気軽にお問合せください！

【お問い合わせ】 大分市 商工農政部 商工労政課
電話 097-537-5964

中小企業退職金共済の掛金を一部補助します

商工会議所・商工会・大分県中小企業団体中央会が行っている「特定退職金共済制度」に新規加入した、大分市内に事業所を有する事業主に対して、共済掛金の一部を大分市が2年間補助します。



- 対象者** (1)～(4)の項目をすべてを満たしている事業主
(1)大分市内に事業所を有し、市税を完納している事業主
(2)事業所として、はじめて特定退職金共済制度に加入した事業主
(3)常時雇用する従業員が次のとおりであること
・卸売業、小売業、サービス業・・・20人以下 ・左記以外の業種・・・100人以下
(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- 補助金額の算出方法・補助上限額**
(1)補助金額の算出方法 被共済者（従業員）1人あたりの月額掛金の20%以内の額
(2)補助上限額 被共済者（従業員）1人あたり月額1,000円
- 補助期間** 事業所としてははじめて特定退職金共済制度に加入してから2年間
- 申請期間や提出書類等の詳細について**
大分市ホームページにて「退職金共済補助」で検索！
- お問合せ先** (1)中小企業退職金共済掛金補助制度に関するお問い合わせ先
大分市 商工労政課 労政金融担当班 電話 097-537-5964
(2)特定退職金共済制度への加入や内容に関するお問い合わせ先
・大分商工会議所 電話 097-536-3135
・大分県中小企業団体中央会 電話 097-536-6331
・野津原町商工会 電話 097-588-0101

※ 取扱い団体によって、制度内容に若干の違いがありますので、詳細につきましては、各団体へお問い合わせください。

経営無料相談会

中小企業診断士等が経営や起業についての相談を無料でお受けします。
お気軽にご相談ください！！

- 相談内容** 経営相談全般
新規創業（開業）、再チャレンジ、事業承継、資金調達、経営戦略・経営計画、情報化・IT活用、販売・マーケティング、財務管理、製品・商品開発、人事労務 など
- 日時** 毎月第2日曜日 午後1時30～4時30分
- 場所** 大分県立図書館 1階研修室
- 相談員** 一般社団法人大分県中小企業診断士協会会員
日本政策金融公庫職員
- お申込先** 大分県立図書館調査相談カウンターへ、電話、FAX、メールまたは直接お申込みください。
電話 097-546-9971
FAX 097-546-9985
メール chousa-r@ms1.oita-library.jp
詳しくは大分県立図書館HPをご覧ください。

おおいた勤労者サービスセンターをご存じですか？

（一財）おおいた勤労者サービスセンターは、企業等で働く皆さんを福利厚生面からサポートするため、さまざまな事業を行っています。
事業主のみなさん、月々わずかな掛金で社員の皆さんが多彩なサービスを受けられますので、ぜひ加入をご検討ください！

慶弔給付事業
結婚祝金(20,000円)、結婚記念祝金(10,000円)、勤続祝金(10,000円)などの給付が受けられます。

健康の維持増進事業
一般健康診断(3,000円上限、年度1回)、人間ドック等の健康診断補助やスポーツ施設利用補助

自己啓発事業
各種講座の受講補助(3,000円、年度1回)、演劇・コンサート等のチケットの購入補助。

余暇活動事業
家族や職場で気軽に参加できるレクリエーション補助(1,000円、年度1回)等。

- 会費等** 一人当たり入会金300円、月会費800円
- 入会できる人** 大分市・由布市に居住もしくは同市内の事業所で働く勤労者と事業主
- 問合せ先** (一財)おおいた勤労者サービスセンター
電話 097-548-5500

6月1日～30日は男女雇用機会均等月間です。男女労働者の間に生じている格差の解消を目指しましょう！皆様のご理解とご協力をお願いいたします。